(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市水沢字行司免四五番二から同市田川字沖中四番まで	前	一五・〇〇～三九・五〇メートル	〇〇・四四〇キロメートル
	後	一四・四〇～三三・三〇メートル	〇〇・四四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　七号　鶴岡市水沢字割田四八番一から同市中清水字玉作二二〇番まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月一日

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　四十七号　大崎市鳴子温泉字要害三二番二から同市鳴子温泉字馬場一六番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月一日

○東北地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市岩出山下野目字東高畑四八番一から同市岩出山池月字上宮宮下無番地まで	前	一三・〇〇～七七・〇〇メートル	一三・一〇〇キロメートル
	後	一三・〇〇～七七・〇〇メートル	一三・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十五号線及び幹線街路放射第三十六号線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都板橋区小茂根四丁目、練馬区羽沢二丁目、羽沢三丁目、桜台三丁目、氷川台三丁目、氷川台四丁目、早宮一丁目、平和台三丁目及び早宮二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、学園三丁目、神明三丁目及び神明四丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　三鷹都市計画道路事業三・四・七号三鷹国分寺線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都三鷹市下連雀一丁目、下連雀二丁目、下連雀四丁目、下連雀五丁目、下連雀六丁目及び下連雀七丁目地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業桂川右岸流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第百九号

釧路川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第二十四号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

北海道開発局長　高松　泰

（図面省略）